

1 高等試験令改正並びに旧判事検事及び弁護士試験制度留保に関する請願
〔大正十二年六月〕

(注記1) 大正十二年六月二十二日 内閣書記官長花押 (官印) 内閣書記官 (下修) (別府) (長谷川) (船田) (官印) (官印) (官印)

内閣総理大臣 花押 (加藤) 法制局長官 印

(注記2) 外務大臣 花押 (内田) 大蔵大臣 花押 (市港) 海軍大臣 花押 (財部) 文部大臣 花押 (鎌田) 通信大臣 花押 (前田) (水野) 陸軍大臣 花押 (山縣) 司法大臣 花押 (岡野) 農商務大臣 花押 (荒井) 鉄道大臣

(注記3) 別紙衆議院送付高等試験令改正並旧判事、検事及弁護士試験制度留保ニ関スル請願ノ要旨ハ高等試験令ニ依ル司法科試験実施ノ結果従来ノ判事検事及弁護士試験制度ハ其ノ終末ヲ告ケ右司法試験ニ志シタル幾多ノ徒ハ遂ニ立ツ能ハサルノ非境ニ遭遇ス依テ高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ヲ延(抹消)〔期シ〕且同令第八条ヲ削除セラレ(抹消)〔ト論〕(加藤)〔タシト謂フ〕ニ在リ

按スルニ右司法科試験ニ関スル規定ノ実施延期ノ願意ハ大体大正十二年法律第五十二号(抹消)〔同年〕(加藤)〔及同年〕勅令第九十七号ノ制定ニ依リ達セラレタルヲ以テ此ノ上特ニ考慮ヲ加フル(抹消)〔ト論〕(加藤)〔及同年〕必要ナキモノト思考ス又高等試験令第八条ハ特殊ノ學歷アル者ニ対スル予備試験免除及予備試験ニ合格シタル者ノ爾後ノ予備試験免除ノ規定ニシテ之ヲ削除スルモ従来ノ司法試験志願者ニ特別ノ關係ナク又此ノ規定ハ充分ノ理由アリテ存在スルモノナルヲ以テ之ヲ削除スルノ理由ナシ
右ノ如クナルヲ以テ本請願ノ趣旨ニ付テハ別段ノ措置ヲ執ルノ

要ナキモノト閣議決定セラレ可然ト認ム

(加藤・朱書) (参照)

高等試験令 (大正七年一月) (勅令第七号)

第一条 奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八条ノ試験ハ高等試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス
第二条 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス
一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者
二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス
第五条 予備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相当ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六条 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ
外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ他ノ外国語ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第七条 予備試験ヲ受ケムトスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者、

文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ學歷ヲ有スト
定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同
等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大
臣ノ定ムル所ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及
化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格
シタル者ナルコトヲ要ス

第八条 高等学校予科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト
認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

第九条 本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之
ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的ト
ス

第十条 本試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一条 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ
非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二条 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他

高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験

ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三条 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 刑法

五 国際公法

六 経済学

以上ノ科目ハ必須トス

一 商法

二 民事訴訟法

三 刑事訴訟法

四 財政学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十四条 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 国際公法

三 国際私法

四 経済学

五 外交史

六 外国語

以上ノ科目ハ必須トス

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種

ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国語ノ外他ノ外国語ヲ併

セ試験スルコトアルヘシ

一 行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 財政学

六 商業学

七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十五条 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 国際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一 行政法

二 国際公法

三 経済学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六条 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ

科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七条 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試

験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験

セザリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテ

ハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定ス

ル所ニ依ル

第十九条 高等試験ノ合格者ニハ合格證書ヲ付与ス

第二十条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験

ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ス

試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十一条 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ本試験

ノ一科ニ付十円ヲ納ムヘシ

第二十二条 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス文官試験規則並外交官

及領事官試験規則ハ之ヲ廃止ス

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条第六十二

条及第六十五条ノ改正規定、大正三年法律第四十号並本令中司

法科試験ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(加筆・朱書
参照)

司法官試験補及弁護士ノ資格ニ関スル法律(大正十二年四月
法律第五十二号)

明治二十六年司法省令第九号弁護士試験規則ニ依ル試験ノ受験

ヲ出願シタル者ニシテ本法施行後五年内ニ勅令ヲ以テ定ムル試

験ニ合格シタル者ハ弁護士法第二条第二号ノ規定ニ拘ラス弁護

士タルコトヲ得

本法施行前ニ帝国大学法学部法律学科ヲ卒業シタル者ハ裁判所

構成法第五十八条第一項及弁護士法第二条第二号ノ規定ニ拘ラ

ス試験ヲ要セスシテ司法官試験補ヲ命セラレ及弁護士タルコトヲ

得

附則

本法ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔加筆・朱書〕
〔参照〕

大正十二年法律第五十二号ニ依ル試験ニ関スル件

（大正十二年四月
勅令第九十六号）

大正十二年法律第五十二号ニ依ル試験ニ付テハ高等試験令第二
条第一項、第三条、第九条、第十一条、第十五条、第十八条乃
至第二十二条ノ規定ヲ準用ス

前項ノ試験ニ関スル事務ハ高等試験委員第三部ニ於テ之ヲ管掌
ス

附則

本令ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔加筆・朱書〕
〔参照〕

高等試験ノ受験資格ニ関スル件

（大正十二年四月勅令第九十七号）

明治二十四年司法省令第三号判事検事登用試験規則ニ依ル試験
ノ受験ヲ出願シタル者ニシテ高等試験司法科ノ試験ヲ受ケムト
スルモノニハ受験者ノ申請ニ因リ本令施行後五年ヲ限り予備試
験ヲ免スルコトヲ得

高等試験令第十七条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ予備試験ヲ免セ
ラレタル者ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔加筆・朱書〕
〔参照〕

●判事検事登用試験規則

明治二十四年五月十五日

司法省令第三号

改正 二六年第一六号、二九年第五二号、三八年
第三号、第一三号、四二年第一二号、四四年第一
一号、四五年第六号

判事検事登用試験規則左ノ通相定ム
判事検事登用試験規則

第一章 試験委員

第一条 判事検事登用試験委員ハ委員長一名委員数名ヲ以テ之
ヲ組織ス

第二条 判事検事登用第一回試験委員長及委員ハ司法省高等官
及判事検事中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アル
トキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

判事検事登用第二回試験委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ試
験委員ハ常任ヲ三名トシ司法省高等官及判事検事中ヨリ司法
大臣之ヲ命ス其他ノ委員ハ司法省高等官及判事検事中ヨリ臨
時司法大臣之ヲ命ス

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大
臣之ヲ命ス

第三条 判事検事登用試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

試験委員長ニ闕員又ハ事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第四条 判事検事登用試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附属ノ書記ニハ三十拾円以内ノ手当ヲ給ス

第二章 受験資格

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ

男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及専門学校令ニ依ル公立又ハ私立ノ学校（別科ヲ除ク）ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相当ト認メタル外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ニ於テ法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

前項第二号ハ明治四十年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第六条 裁判所構成法第六十六条ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 第一回試験

第七条 第一回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第八条 試験志願者ハ其志願書ニ左ノ証書ヲ添へ之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 履歴書

二 身分年齢及兵役ニ関スル証明書

三 第五条ニ定メタル要件ノ証明書

試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ムヘシ但其手数料ハ【登記印紙】ヲ用弁之ヲ志願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ志願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第八条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尚身体検査ヲ行フ

第八条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八条ノ五 試験委員予備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第八条ノ六 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

第十条 筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法国際公法国際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十一条 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ為スニ

足ルヘキモノト認メタルトキハ口述試験及身体検査ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第十二条 口述試験ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十三条 受験者ノ及第落第及及第者ノ優劣ハ筆記試験口述試験ノ成績ニ対スル委員過半数ノ意見ニ從テ之ヲ決ス

及第落第二付テノ意見数相半スルトキハ落第ト看作スヘシ
身体検査ニ合格セサル者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス落第トス

第十四条 志願者口述試験又ハ身体検査ニ闕席シタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第十五条 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其試験ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十六条 帝国大学法律科卒業生ニシテ司法官ノ任用ヲ望ム者ハ第八条ノ規程ヲ準用シ志願者ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第四章 実地修習

第十七条 試補ハ区裁判所及地方裁判所並其検事局ニ於テ一名若ハ数名ノ判事又ハ検事ニ附属シテ事務ヲ修習スヘシ

第十八条 修習事務直接ノ指揮監督ハ地方裁判所長之ヲ為ス検事ノ事務ヲ修習スルトキハ検事正之ヲ為ス

裁判所長若ハ検事正ハ第二回試験ノ際試補ノ職務上及職務外ノ行状並執務ニ関ル成績ノ証明書ヲ作り控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ但シ試補中途修習ノ場所ヲ転シタル場合ニ於テハ其際成績証明書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第十九条 試補ハ修習目録ヲ作り其取扱ヒタル事件ヲ記載スヘシ

此目録ハ毎月直接指揮監督者ニ差出シ検閲ヲ受クヘシ
二十年条 試補ノ疾病又ハ兵役履行ノ為メ修習ヲ欠キタル日数

一年六箇月間二箇月以内ハ修習日数ニ算入ス
賜暇其他ノ原因ニ由リ修習ヲ欠キタル日数一年六箇月間一箇月以内亦同シ

第一項第二項ノ場合併起スルトキハ通計シテ二箇月以内ニ非サレハ算入スルコトヲ得ス

第二十一条 試補ノ直接指揮監督者ハ試補職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若ハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行状アルトキハ之ヲ諭告スヘシ此場合ニ於テハ指揮監督者ハ諭告ヲ為シタルコトヲ試補ノ履歴ニ記入スヘシ

第二十二条 試補職務上若ハ職務外ノ行状其職務ヲ執ルニ不適当ナルカ又ハ其修習ノ進歩不十分ニシテ第二回試験ニ及第ノ見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

司法大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ試補ヲ免スルコトアルヘシ

第五章 第二回試験

第二十三条 第二回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定ム

第二十四条 試補第二回試験ヲ受クルニハ直接指揮監督者ヲ經由シテ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

志願者ニハ修習目録ト陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレタルコトヲ証明スル書面トヲ添フヘシ

第二十五条 司法大臣ハ第二回試験ヲ受クヘキ試験ノ氏名ヲ試験委員長ニ通知シ試験ヲ行ハシム

第二十六条 第二回試験ハ受験者ノ実務ニ習熟シタルヤ否ヲ試験スルヲ以テ主タル目的トシ筆記口述ノ二様トス

第二十七条 試験委員ハ試験ニ筆記試験ノ為メ二件以上ノ訴訟記録ヲ付与スヘシ

第二十八条 受験者ハ付与セラレタル訴訟記録ニ就キ事實及理由ヲ詳示シタル判決案ヲ答案トシテ差出スヘシ

答案ハ試験委員長ノ定メタル日時内ニ之ヲ差出スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第二十九条 口述試験ノ方法ハ委員長之ヲ定ム

第三十条 試験第二回試験ニ及セサル場合ニ於テハ更ニ六箇月間修習ヲ為シタル後試験ヲ受クルコトヲ得

第三十一条 試験第二回試験ノ成立タサル場合ニ於テハ司法大臣ノ相当ト認ムル時期ニ於テ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十二条 第一回試験ニ関ル第十一条及第十三条乃至第十五条ノ規程ハ第二回試験ニモ亦之ヲ適用ス

〔加筆・朱書
参照〕

●弁護士試験規則

明治二十六年五月十二日

司法省令第九号

改正 二九年第五三号、三六年第二〇号、三八年第一四号、四二年第一三三号

弁護士試験規則左ノ通相定ム

弁護士試験規則

第一条 弁護士試験ハ毎年一回之ヲ行フ但其期日ハ司法大臣之ヲ定メ三箇月前官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二条 試験委員長及委員ハ判事検事司法省高等官ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第三条 試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

第四条 試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附属ノ書記ニハ三十円以内ノ手当ヲ給ス

第五条 弁護士法第五条ニ該当スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六条 試験志願者ハ其願書ニ左ノ証書ヲ添ヘ試験ヲ受クヘキ裁判所ノ検事局ヲ經由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス可シ

一 履歴書

二 弁護士法第五条第一号但書及ヒ第四号ニ該ル者ハ其復権又ハ債務ノ弁償ヲ終ヘタル証明書

第七条 試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ム可シ但其

手数料ハ【登記印紙】ヲ用キ之ヲ願書ニ貼付ス可シ

手数料ハ願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第七条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尙身体検査ヲ行フ

予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

身体検査ニ合格セサル者ハ落第トス

第七条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七条ノ五 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法国際公法国際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

口述試験ハ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第九条 試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

第十条 筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ行ハス

第十一条 試験ニ関スル細則ハ試験挙行毎ニ試験委員ニ於テ之ヲ定ム可シ

第十二条 試験委員長ハ試験ノ成績及ヒ及第者ノ氏名ヲ司法大

臣ニ報告スヘシ

第十三条 試験及第者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十四条 試験及第者ニハ及第証書ヲ授与ス

第十五条 試験願書及ヒ履歷書ノ書式ハ左ノ如シ

書式

試験願書 用紙美濃紙

族籍

氏 名

何年何ヶ月

私儀弁護士志願ニ付試験相受度別紙履歷書及證明書相添此段奉願候也

現住所

氏 名

年月日 弁護士試験委員長氏名殿

履歷書 用紙美濃紙

族籍

氏 名

出生年月日

学事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ何学校ニ入り何年何月迄

何学ヲ修メ又ハ何学科ヲ卒業スルノ類

一何年何月ヨリ何官私立学校ニ入り何学科ヲ修業シ何年何月

卒業ス其証書写別紙ノ如シノ類

一何年何月何学校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受ケ及第ス

其証書写別紙ノ如シノ類

職業

一何年何月ヨリ何年何月迄何会社ノ役員トナリ又ハ何学校教員若クハ何官庁何官ト為リタルノ類

賞罰

一何年何月何地ニ於テ何々ノ事由ノ為メ何庁ヨリ賞ヲ受ケ何年何月何々ノ事由ノ為メ何地ニ於テ罰又ハ刑ヲ受ク其辞令書又ハ宣告書写別紙ノ如シノ類
右ノ各項中記載ス可キ廉ナキ者ハ其旨ヲ記載ス可シ

現住所

年 月 日

氏 名 印

請願文書表第二二七二号

高等試験令改正並旧判事、検事及弁護士試験制度留保ニ関スル請願

東京市神田区美土代町三丁目九番地小谷方小山賢道外百

三十一名呈出(紹介議員植原悦二郎君)

右請願ノ要旨ハ大正十二年三月一日ヨリ高等試験令ニ因ル司法科試験実施セラルル結果トシテ従来ノ判事、検事及弁護士試験制度ハ其ノ終末ヲ告ケ之ニ対シテ何等適宜ノ方法ヲ講スルコトナク尚高等試験受験資格ヲ厳存スルトセハ右司法試験ニ志シタル幾多ノ徒ハ遂ニ立ツ能ハサルノ悲境ニ遭遇シ之カ為自暴自棄ニ陥リ或ハ思想上ノ悪化ヲ来カス如キ憂フヘキ現象ヲ齎スコトナキヲ保セス依テ社会政策上將又国家人物經濟上ノ見地ニ深く

思ヒヲ致シ(一)高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ヲ延

期シ以テ現制度ノ留保ヲ期シ(二)高等試験令第八条削除ノ二

項ヲ実現セラレタシト謂フニ在リ

(注記4) 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至当ナリト認メ之ヲ採択スヘキモノト議決

セリ依テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及御送付候也

大正十二年三月二十一日

衆議院議長 粕谷義三 印

内閣総理大臣男爵 加藤友三郎殿

衆議院書記官長 寺田 榮 印

意見書

請願文書表第二二七二号

高等試験令改正並旧判事、検事及弁護士試験制度留保ニ関スル請願

東京市神田区美土代町三丁目九番地小谷方小山賢道外百

三十一名呈出(紹介議員植原悦二郎君)

右請願ノ要旨ハ大正十二年三月一日ヨリ高等試験令ニ因ル司法科試験実施セラルル結果トシテ従来ノ判事、検事及弁護士試験制度ハ其ノ終末ヲ告ケ之ニ対シテ何等適宜ノ方法ヲ講スルコトナク尚高等試験受験資格ヲ厳存スルトセハ右司法試験ニ志シタル幾多ノ徒ハ遂ニ立ツ能ハサルノ悲境ニ遭遇シ之カ為自暴自棄ニ陥リ或ハ思想上ノ悪化ヲ来カス如キ憂フヘキ現象ヲ齎スコトナキヲ保セス依テ社会政策上將又国家人物經濟上ノ見地ニ深く思ヒヲ致シ(一)高等試験令中司法科ニ関スル規定ノ実施ヲ延

(注記5)

期シ以テ現制度ノ留保ヲ期シ(二) 高等試験令第八条削除ノ二
項ヲ実現セラレタシト謂フニ在リ

(注記6) 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至当ナリト認メ之ヲ採択スヘキモノト議決
セリ依テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及御送付候也

大正十二年三月廿一日

衆議院議長 粕谷義三

内閣総理大臣男爵 加藤友三郎殿

衆議院書記官長 寺田 榮

(注記1)

(長谷川) (朱書)
① [衆乙二四〇]

(注記2)

〔窗〕

(注記3)

(朱書)
〔十六〕 (簿冊内件名番号)

(注記4)

(朱書)
〔衆乙二四〇〕

(注記5)

(朱書)
〔高等試験委員〕

(注記6)

(朱書)
〔衆乙二四〇〕

〔大正十二年 公文雑纂 帝国議会三
卷十三〕 2A, 14, ①1668 請願三